

第2節 個別的労使紛争のあっせん

1 概要

(1) 概況

当労働委員会では、知事からの委任を受け、平成14年1月から個別的労使紛争のあっせんを行っている。

平成29年の新規申請件数は12件で、11件が年内に終結し、1件が翌年への繰越しとなった。(第1表)

(2) 新規申請状況

ア 申請者別

労働者からの申請は11件、使用者からの申請は1件であった。(2 個別的労使紛争あっせんの処理状況一覧)

イ 申請月別

申請月別にみると、2月、4月、6月、11月、12月が各1件、3月、8月が各2件、9月が3件となっている。(第2表)

ウ 企業規模別

企業規模別にみると、従業員9人以下が1件、50人以上99人以下が1件、100人以上299人以下が4件、300人以上が6件となっている。(第3表)

エ 業種別

業種別にみると、「医療、福祉」が4件、「サービス業」が3件、「運輸業、郵便業」が2件、「建設業」、「卸売業、小売業」、「教育、学習支援業」が各1件となっている。(第4表)

オ 雇用形態別

雇用形態別にみると、正社員に関するものが6件、非正規雇用労働者に関するものが6件となっている。(第5表)

カ あっせんを求める事項別

あっせんを求める事項別にみると、「パワハラ・嫌がらせ」に関するものが5件、「退職」に関するものが4件、「退職強要」に関するものが2件、「その他の労働条件」に関するものが2件、「賃金未払」に関するものが1件、「その他」が1件となっている。(第6表)

(3) 終結状況

ア 終結形態別

終結状況を形態別にみると、解決3件、打切り8件となっている。(第7表)

イ 業種別

終結状況を業種別にみると、「医療、福祉」が4件、「サービス業」が3件、「建設業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「教育、学習支援業」が各1件となっている。(第8表)

ウ 係属日数別

終結した11件の係属日数については、最短20日、最長41日であり、平均係属日数は26.7日であった。

第1表 個別的労使紛争あっせん取扱状況

(単位：件、%)

区分	年	27年		28年		29年	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
前年からの繰越し				1	11.1		
新規申請		16	100.0	8	88.9	12	100.0
計		16	100.0	9	100.0	12	100.0
終結件数		15	93.8	9	100.0	11	91.7
翌年への繰越し		1	6.3			1	8.3

第2表 月別新規申請状況

(単位：件)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
27年	1	2	3		2	1	1	3	1		1	1	16
28年	1	3		1	1		1		1				8
29年		1	2	1		1		2	3		1	1	12
計	2	6	5	2	3	2	2	5	5		2	2	36

第3表 企業規模別新規申請状況

(単位：件、%)

企業規模 (人)	年	27年		28年		29年	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
1~9		2	12.5	2	25.0	1	8.3
10~19		1	6.3	1	12.5		
20~49		3	18.8				
50~99						1	8.3
100~299		3	18.8	2	25.0	4	33.4
300以上		7	43.8	3	37.5	6	50.0
合計		16	100.0	8	100.0	12	100.0

第4表 業種別新規申請状況

(単位:件)

業種	年	27年	28年	29年
	建設業			
製造業		2		
運輸業、郵便業		4	1	2
卸売業、小売業		2	1	1
宿泊業、飲食サービス業		1		
生活関連サービス業、娯楽業		1		
教育、学習支援業			2	1
医療、福祉		4	3	4
複合サービス事業		1		
サービス業		1	1	3
合 計		16	8	12

(注) ・該当する業種のみ掲載

第5表 雇用形態別新規申請状況

(単位:件)

雇用形態	年	27年	28年	29年
	正社員		10	5
非正規雇用労働者		6	3	6
合 計		16	8	12

(注) ・非正規雇用労働者は、アルバイト・派遣社員等を示している。

第6表 あっせんを求める事項別新規申請状況

(単位：件)

あっせんを求める事項		年			
		27年	28年	29年	
経営 又は 人事	解雇	整理解雇			
		普通解雇	2	1	
		退職強要	6	1	2
		契約更新拒否・雇止め		1	
	配置転換、出向・転籍		2	1	
	復職				
	懲戒 処分	懲戒解雇		1	
		懲戒解雇以外懲戒処分			
	退職		3		4
	勤務延長、再雇用				
	その他経営又は人事				
賃金等	賃金未払		1	1	1
	賃金増額				
	賃金減額				
	一時金				
	退職一時金				
	解雇手当			1	
	休業手当				
	諸手当				
	その他賃金				
	年金（企業年金・厚生年金等）				
労働 条件等	労働契約			1	
	労働時間		1		
	休日・休暇				
	年次有給休暇		1		
	育児休業・介護休業				
	時間外労働				
	安全・衛生				
	福利厚生制度				
	社会保険				
	労働保険				
その他の労働条件				2	
職場の 人間 関係	セクハラ		3		
	パワハラ・嫌がらせ		9	3	5
その他				1	
合計		28	11	15	

(注)・1つの事件について該当事項が複数の場合があり、取扱件数とは一致しない。

第7表 個別的労使紛争あっせん終結状況

	取扱件数			終結状況					翌年への 繰越し
	前年からの 繰越し	新規 申請	計	解決	打ち切り	取下げ	不開始	計	
27年		16	16	5	8	2		15	1
28年	1	8	9	3	4	2		9	
29年		12	12	3	8			11	1

第8表 業種別終結状況

(単位:件)

業種	年	27年				28年				29年			
		終結 事件数	内 訳			終結 事件数	内 訳			終結 事件数	内 訳		
			解 決	打 切 り	取 下 げ		解 決	打 切 り	取 下 げ		解 決	打 切 り	取 下 げ
建設業									1		1		
製造業		1		1		1	1						
運輸業、郵便業		4	1	3		1		1	1		1		
卸売業、小売業		2		1	1	1	1		1		1		
宿泊業、飲食サービス業		1		1									
生活関連サービス業、娯楽業		1			1								
教育、学習支援業						2		2	1		1		
医療、福祉		4	2	2		3	1		2	4	2	2	
複合サービス業		1	1										
サービス業		1	1			1		1	3	1	2		
合 計		15	5	8	2	9	3	4	2	11	3	8	0

(注) ・該当する業種のみ掲載

第9表 係属日数別終結状況

(単位:件、日)

年 \ 日数	9日 以内	10日 ～19日	20日 ～29日	30日 ～39日	40日 ～49日	50日 ～59日	60日 以上	平均 係属日数
27年		3	1	6	2	2	1	35.7
28年		1	4		1	2	1	37.9
29年			9	1	1			26.7

2 個別的労使紛争あっせんの処理状況一覧

事件番号	申請	業種	申請受付日	係属日数	調整回数	あっせん員 (指名年月日)	あっせンを求める事項	終結状況
			終結日					
29 (個) 1	労 (非)	医療、 福祉	H29. 2.21	25	0	(公)村上 (労)本原 (使)花澤 (H29.2.22)	労働契約と異なる業務を命じられたこと及びパワハラを受けたことに対する補償金の支払	打切り (辞退)
			H29. 3.17					
29 (個) 2	労 (正)	サービ ス業	H29. 3.16	20	0	(公)村上 (労)本原 (使)久保田 (H29.3.16)	1 離職票の訂正（退職理由を会社都合とすること。） 2 補償金の支払	打切り (辞退)
			H29. 4. 4					
29 (個) 3	労 (非)	建設業	H29.3.21	25	0	(公)舩越 (労)鈴木 (使)花澤 (H29.3.22)	失職の補償として、金銭の支払及び謝罪	打切り (辞退)
			H29.4.14					
29 (個) 4	労 (非)	サービ ス業	H29.4.13	27	0	(公)松田 (労)本原 (使)西村 (H29.4.18)	パワハラ等に係る和解金と謝罪	打切り (辞退)
			H29.5.9					
29 (個) 5	労 (正)	医療、 福祉	H29.6.6	24	1	(公)金原 (労)鈴木 (使)熱田 (H29.6.12)	1 別事業所における再雇用 2 不当解雇に係る解決金の支払 3 未払分時間外手当の支払	解決
			H29.6.29					
29 (個) 6	労 (非)	サービ ス業	H29.8.8	25	1	(公)舩越 (労)山崎 (使)花澤 (H29.8.10)	派遣終了時の対応に係る解決金の支払	解決
			H29.9.1					

事件番号	申請	業種	申請受付日	係属日数	調整回数	あっせん員 (指名年月日)	あっせんを求める事項	終結状況
			終結日					
29 (個) 7	使 (非)	医療、 福祉	H29.8.18	26	1	(公)松田 (労)本原 (使)久保田 (H29.8.23)	退職願の提出	解決
			H29.9.12					
29 (個) 8	労 (正)	運輸 業、郵便業	H29.9.4	25	0	(公)村上 (労)森 (使)金田 (H29.9.5)	1 退職理由を会社都合とすること。 2 解決金の支払	打切り (辞退)
			H29.9.28					
29 (個) 9	労 (正)	教育、 学習支援業	H29.9.6	41	1	(公)島崎 (労)平野 (使)花澤 (H29.9.11) (事)武内 (H29.10.16)	担当科目から外さないこと。	打切り
			H29.10.16					
29 (個) 10	労 (非)	卸売 業、小売業	H29.9.13	23	0	(公)金原 (労)山崎 (使)西村 (H29.9.19)	1 退職強要に係る解決金の支払 2 退職理由を会社都合とすること。	打切り (辞退)
			H29.10.5					
29 (個) 11	労 (正)	医療、 福祉	H29.11.6	33	0	(公)舩越 (労)山崎 (使)久保田 (H29.11.8)	パワハラ等により生じた損害に係る金銭の支払	打切り (辞退)
			H29.12.8					
29 (個) 12	労 (正)	運輸 業、郵便業	H29.12.28				1 特定の業務以外の仕事を入れないこと。 2 業務の指示系統をはっきりさせること。	翌年へ 繰越し

(注) ・申請欄の(正)は正社員からの申請、(非)は非正規雇用労働者からの申請(被申請者の場合も含む。)を示している。

・業種は日本標準産業分類の大分類に準拠し記載した。